

## 教育・保育の提供区域の設定について

### 1. 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとします。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。



「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として

「教育・保育提供区域」を設定

### 2. 交野市における教育・保育提供区域について

#### (1) 区域設定の考え方

- ・保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域(教育・保育提供区域)を設定
- ・区域内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子ども数と教育・保育施設数及び定員等のバランス等を考慮し、中学校区を基本単位に区域を設定

上記の考え方を踏まえ、第2期と同様に教育・保育提供区域を、「一・二中学校区」と「三・四中学校区」の2区域に設定することを提案します。また、市全体を1区域として推進することが適切な事業については、市全体を提供区域として設定します。

分類	施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所(園)</li> <li>・幼稚園</li> <li>・認定こども園</li> </ul>	2区域 (一・二中校区) (三・四中校区)
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業</li> <li>・家庭的保育事業</li> <li>・居宅訪問型保育事業</li> <li>・事業所内保育事業</li> </ul>	

分類	施設・事業名	区域
地域子ども・ 子育て支援 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者支援事業</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> </ul>	2区域 (一・二中校区) (三・四中校区)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健康診査事業</li> <li>・こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)</li> <li>・養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</li> <li>・子育て短期支援事業</li> <li>・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)</li> <li>・一時預かり事業</li> <li>・延長保育事業</li> <li>・病児保育事業</li> <li>・放課後児童健全育成事業(放課後児童会)</li> <li>・実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> <li>・多様な事業者の参入促進・能力活用事業</li> <li>・(新)子育て世帯訪問支援事業</li> <li>・(新)児童育成支援拠点事業</li> <li>・(新)親子関係形成支援事業</li> </ul>	1区域 (市全体)